

# 環境報告書2010

Environmental Report

～私たちの環境配慮の取組～

独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

# 目次

理事長メッセージ	2
環境再生保全機構とは？	3
環境配慮に関する基本方針	4
環境配慮のための実行計画	5
環境配慮のための実行計画の具体例	6
グリーン購入・調達の推進	8
環境配慮のトピックス	10
社会的貢献の取組	15
その他の取組	16
監事による評価結果	19
第三者意見	20

本報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の業務運営における環境配慮の取組等を中心に報告しています。

## ■ 報告対象期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

## ■ 参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン2007年版」環境省

## ■ 発行日

平成22年9月

## ■ 次回発行予定

平成23年9月

## ■ 作成部署及び連絡先

独立行政法人環境再生保全機構

総務部総務課

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミュージア川崎セントラルタワー8階

TEL. 044-520-9501 FAX. 044-520-2131

■ 本報告書に関するご意見、ご質問等は下記のページにご記入願います。

URL. <http://www.erca.go.jp/houkoku/index.html>

## 理事長メッセージ

環境分野の政策実施機関としての  
使命を果たしてまいります。



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

漆 亮策



シンボルマーク

青々とした空に「自然の風」が運んでくる  
「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフ  
にデザインしています。

今、私たちがごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生の後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となり人間を含む多種多様な生物を生かしています。環境再生保全機構のシンボルマークは、この「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢を込めたものです。

このような視点に立ち、機構は、平成16年4月に独立行政法人としてスタートして以来、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し機構が有する能力や知見を活用して国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指しています。

今後も良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係を構築し、さらには公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めてまいります。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に遂行することによって環境保全に貢献していると考えております。それだけに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、機構の使命を果たしてまいります。

こうした私たちの環境配慮に向けた取組状況をまとめた「環境報告書2010」をここにご報告いたします。

# 環境再生保全機構とは？

## 設立年月日及び根拠法

- 根拠法 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）
- 設立年月日 平成16年4月1日
- 役職員数 151名（平成22年4月1日現在）

## 目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としています。

## 主務大臣、主務省

①	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
②	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに付帯する業務	環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
③	②の業務以外の業務	環境大臣
④	機構業務の特例（債権の管理・回収等）	環境大臣

## 業務内容

- 1 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」）に基づく公害健康被害補償業務
- 2 補償法に基づく公害健康被害予防事業
- 3 民間団体の環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業（地球環境基金事業）
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
- 6 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務
- 7 1から6の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修
- 8 旧環境事業団から引き継いだ業務（建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等）



# 環境配慮に関する基本方針

機構は、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針を定め、環境配慮を進めています。

## 1. 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

### 参照ページ

- 環境配慮のための実行計画 ..... 5～7ページ
- グリーン購入・調達の推進 ..... 8～9ページ

## 2. 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

### 参照ページ

- 環境配慮のトピックス ..... 10～14ページ
- その他の取組 ..... 16～18ページ

## 3. 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

### 参照ページ

- 環境配慮のための実行計画 ..... 5～7ページ
- グリーン購入・調達の推進 ..... 8～9ページ

## 4. 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

### 参照ページ

- 環境配慮のための実行計画 ..... 5～7ページ
- その他の取組 ..... 16～18ページ

## 5. 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

### 参照ページ

- 環境配慮のトピックス ..... 10～14ページ
- 社会的貢献の取組 ..... 15～16ページ

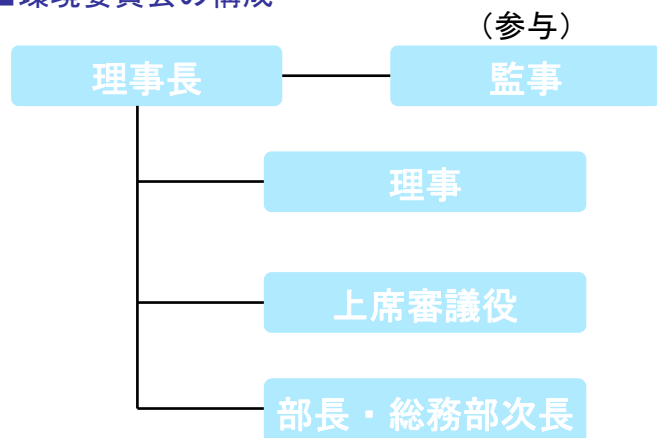
## 環境配慮のための実行計画

機構では、業務運営における環境配慮を推進するため、理事長を委員長とする環境委員会を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達等に関して調査審議し、より強固に取組みを進めています。

### 環境委員会

環境物品等の調達の推進を図るための方針を展開するにあたり、物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する、旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けを行いました。

#### ■環境委員会の構成



## 環境配慮のための実行計画

日常業務の遂行にあたっての「環境配慮のための実行計画（平成21年4月1日）」を定め、エネルギー及び資源の有効利用や節減等に努めています。当機構の業務が、事務所におけるデスクワークが中心であることを踏まえ、事務所での電気使用量の削減やコピー等の用紙使用量の削減といった項目について具体的な削減方法を定めています。

#### 環境配慮のための実行計画（平成21年4月1日）【抜粋】

用紙類の使用量の節減	資料の作成にあたっては、極力簡潔なものとする。
	印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
	ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。
	個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または、電子情報として共有フォルダに保存する等保存書類の削減に努める。
	最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。
	使用用紙量を適宜把握、職員に周知する。
電気使用量の削減	昼休みにパソコンの電源を切る。
	パソコンの電源を切る場合、主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。
	夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。 冬季においては、暖房に頼り過ぎず働きやすく暖かい服装にすることにより適温確保を図る。
	電気使用量を毎月把握する。
受託業者に対する働きかけ	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組がなされるように、入札時および発注時に必要な事項を盛り込む。
削減目標	用紙使用量及び電気使用量：平成20年度比で増加させないように努める。 ※なお、電気使用量についてはOA機器及び照明等を対象とする。



## 環境配慮のための実行計画の具体例①

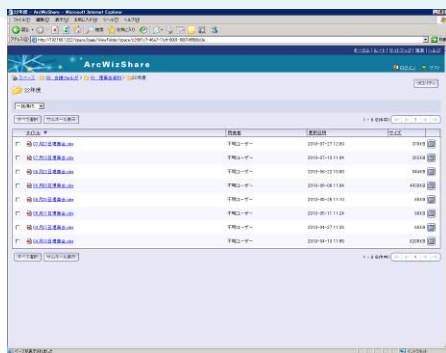
### 用紙使用量の節減

機構では印刷をする際に、用紙をムダにしないため「印刷レビュー」機能で事前に印刷イメージを確認し、2ページを1ページに印刷する「2アップ」機能を使用しています。

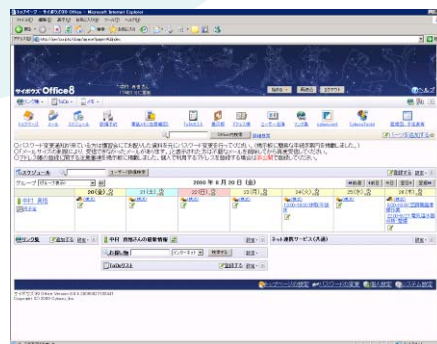
その他、印刷枚数を記帳することで印刷枚数管理と削減意識の維持・向上に努めています。

また、LAN活用により会議資料などをパソコン画面で閲覧することで印刷枚数を減らす取組を行っています。

平成21年度の用紙類の使用量（用紙購入A4換算）は、1,865,500枚（H20年度）から1,779,500枚（H21年度）と86,000枚削減しました。平成20年度比で4.6%削減（削減目標：平成20年度比で増加させないように努める。）になります。



会議資料の閲覧画面



グループウェアの画面

### 分別回収の徹底

機構が入居しているオフィスビルでは、「ミックスペーパー」「再利用古紙」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」等10種類の分別を行っており、資源のリサイクルを推進しています。

今後も分別回収の徹底を継続し、環境負荷の低減と資源の再利用に努めていきます。



## 環境配慮のための実行計画の具体例②

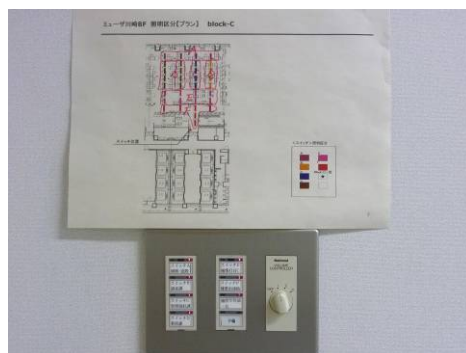
### 電気使用量の削減

機構では、①冷暖房の適切な温度設定（クールビズ夏季28℃・ウォームビズ冬季20℃）、②昼休みや退出時の自主的な部分消灯、③執務室エリアの照明のゾーン管理、④執務室内の廊下の照明取り外しなど、より細かな節電を行えるよう環境を整備しています。

平成21年度の電気使用量について、190,956kwh（H20年度）から185,982kwh（H21年度）と約5,000kwh削減しました。平成20年度比で2.6%削減（削減目標：平成20年度比で増加させないように努める。）になります。



クールビズポスター



電気スイッチのゾーン管理



蛍光灯取り外し（執務室内廊下）

### LED照明の試験的導入

総務部では、LED照明（発光ダイオード）を執務室内に平成22年3月から試験的に設置し、明るさや実用性などの検証しています。

LED照明は、①長寿命であること、②消費電力が低いため温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の削減につながること、③有害物質である水銀を含まないなどの特徴があり、地球環境にやさしい次世代の照明として期待されています。

今回設置したLED照明は次のような特徴があります。

- ① 長寿命  
蛍光灯の約4倍  
（40W形での比較）
- ② 低消費電力  
蛍光灯の60%程度  
（40W形での比較）



左がLED照明、右が従来の蛍光灯



## グリーン購入・調達推進

### 環境物品調達の方針

環境再生保全機構では、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、調達方針を定めています。この調達方針は機構内で使用する紙類、文具類、機器類、OA機器等に対し、個別に基準を設けて、その基準を下回ることがないように、調達を行うというものです。なお、個々の基準はあくまで、調達の推進にあたっての一つの目安を示すものであり、出来る限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。

#### 環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針

<http://www.erca.go.jp/chotatsu/pdf/green.pdf>

#### 判断の基準

※この基準が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定対象となる

- 1 古紙パルプ配合率70%以上。
- 2 バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- 3 塗工されていないものについては、白色度が70%程度以下であること。
- 4 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。
- 5 再利用しにくい塗工が施されていないこと。

### 調達方針の一例（印刷用紙の場合）

#### 配慮事項

※調達の必須条件ではないが調達の際に配慮することが望ましい事項

- 1 製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 2 バージンパルプが使用されている場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板製材工場から派生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。



# グリーン購入・調達推進

## 特定調達品目調達実績

### 1. 特定調達品目の調達状況

#### ①達成状況

平成21年度の調達方針では、目標設定を行ったすべての品目について、100%の調達達成を目標としていました。その結果、②の事務用封筒を除き、調達方針の目標を達成することができました。

#### ②判断の基準を満たさなかった物品

- ・ 品目  
事務用封筒（紙製）
- ・ 判断の基準を満たせなかった理由  
個人情報保護の観点から、内容物が透けないことを優先したため。
- ・ 調達量  
古紙パルプ配合24%の茶封筒を24,000枚調達。

### 2. その他の物品調達に関する環境配慮の実績

物品の納入業者、サービスの提供業者に対して、環境物品の購入を働きかけました。また、物品の納品の際に、簡易な包装にするよう要請しました。

また、OA機器の調達にあたっては、消費電力の小さなものを調達しました。

## ■ 主な環境物品の調達実績（平成21年度）

分野	品目	総調達量 (平成21年度)	調達率
紙類	コピー用紙	7,636.5kg	100%
文具類	ボールペン（イベント配布用を含む）	20,202本	100%
	マーキングペン	280本	100%
	ファイル（イベント配布用を含む）	27,713冊	100%
	ファイリング用品	2,025個	100%
	事務用封筒（紙製）	60,400枚	60%
	付箋紙	1,379個	100%
家具等	棚	2連	100%
OA機器等	一次電池又は小型充電式電池	146個	100%
役務	印刷（外部発注分）	79件	100%

## 環境配慮のトピックス①

### 汚染負荷量賦課金の電子申告の推進

納付義務者の事務処理負担軽減とペーパーレス化による用紙使用量の削減のために、汚染負荷量賦課金の電子申告を推進しています。

平成21年度の全申告件数に占める電子申告の割合は56.3%となり、前年度と比べ5.7%増加しました。

汚染負荷量賦課金の申告については、納付義務者の事務処理負担軽減のため、従来の用紙申告のほかに、Excelの雛形ファイルを使った電子申告を実施しています（なお、電子申告には、フロッピーディスクによる申告（平成11年度から導入開始）とオンラインによる申告（平成15年度から導入開始）があります）。

電子申告を行うことによって用紙申告で見られた計算誤り、記載漏れ、記載誤りを防ぐことができるとともに、納付義務者が申告書を作成する時間を軽減することができます。また、電子申告ではSO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）の排出量を計算するための算定様式等に関して用紙での提出が不要になるため、用紙使用量を削減することができます。

納付義務者の事務処理負担軽減とペーパーレス化による用紙使用量削減を図るために、申告・納付説明会等の場を活用してオンライン申告のメリット等の説明を行うなど、今後も電子申告の推進に努めていきます。

#### ■ オンライン申告の特徴

事前登録手続き	電子申告等届出書により電子申告等を行う者を登録
雛形ファイル活用のメリット	自動計算機能 → 計算誤りの回避 入力チェック機能 → 入力漏れ、入力誤りの回避
オンライン申告のメリット	・ 申告期間内ならいつでも申告可能 ・ 申告書への押印が不必要 ・ 電子申告等を行う者が変わらない限り認証情報は有効
申告関係書類（データ）の提出方法	【申告関係書類】 CSVファイルに変換 【提出先】 機構（オンラインによる）

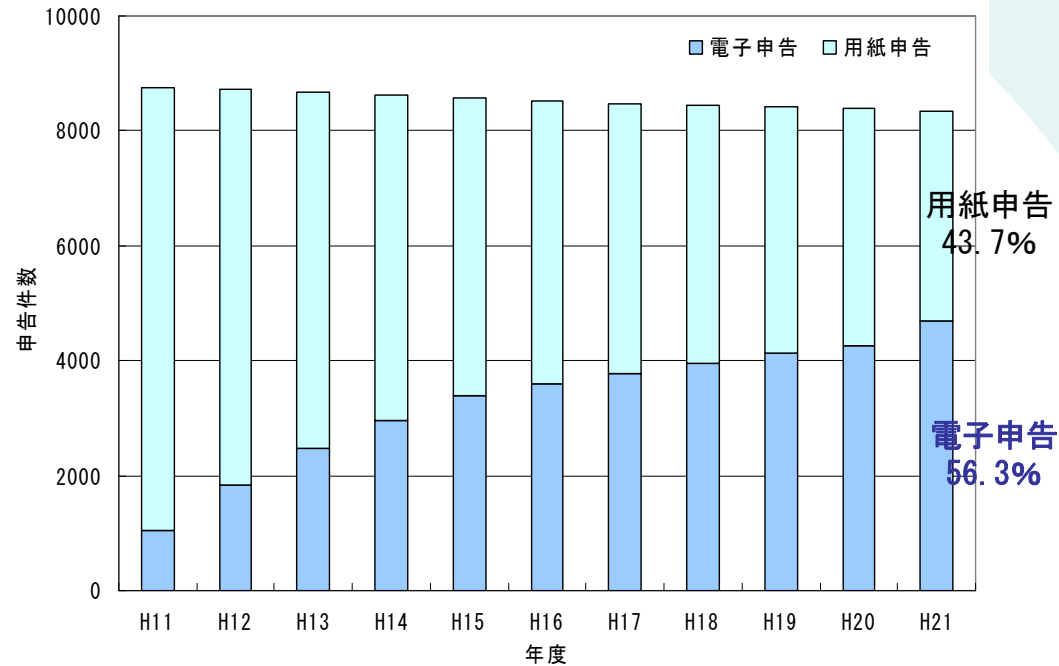


## 環境配慮のトピックス①

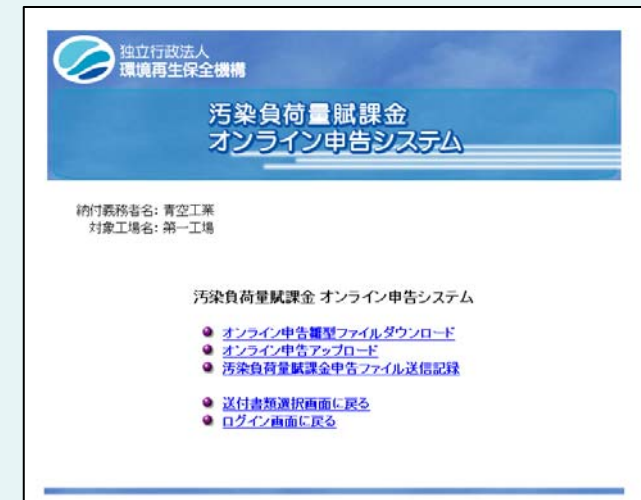
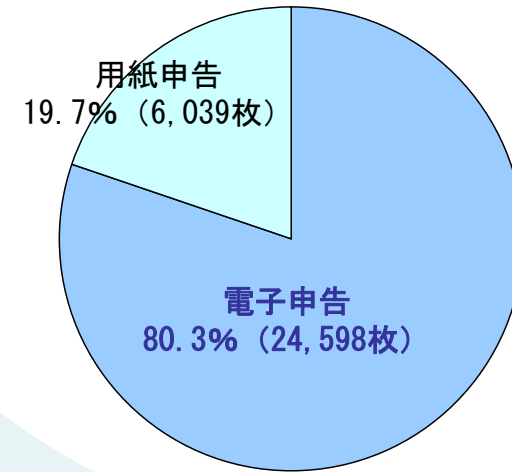
電子申告の申告件数は着実に増加しており、平成21年度には全申告件数の56.3%を占めるまでになり、前年度比5.7%の増加となっています。特に用紙の申告書の提出も不要になるオンライン申告が年々増加しています。

また、全てを紙で申告した場合に必要な用紙（算定の過程を示す書類）は、30,637枚（平成21年度）ですが、オンライン等の電子申告を利用することにより、全体の80.3%にあたる24,598枚の用紙を節約することができました。

### ■ 申告件数の推移



### ■ 算定の過程を示す書類の申告形式別枚数 (H21年度)



オンライン申告システム画面

## 環境配慮のトピックス②

### Let's エコドライブ！

#### ○エコドライブとは？

自動車から排出される大気汚染物質である窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）、温室効果ガスである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などを減らすため、環境に配慮した運転をすることです。

具体的には以下の「エコドライブ10のすすめ」に基づき運転することが有効であると言われています。

#### ■ エコドライブ10のすすめ

- ・ ふんわりアクセル「eスタート」
- ・ 加減速の少ない運転
- ・ 早めのアクセルオフ
- ・ エアコンの使用を控えめに
- ・ アイドリングストップ
- ・ 暖機運転は適切に
- ・ 道路交通情報の活用
- ・ タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ・ 不要な荷物は積まずに走行
- ・ 駐車場所に注意

（渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。）

※エコドライブ普及連絡会制定  
（平成18年10月31日、警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

#### ■ エコドライブの効果

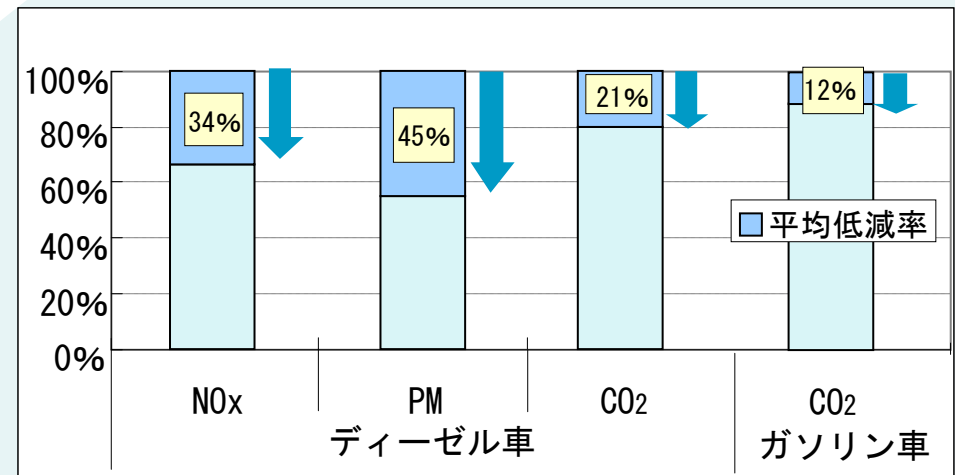
日本の都市内走行（平均30km/h台）において、「ふんわりアクセル」を意識した運転を実施した場合の効果について、シャシダイナモ試験を行い検討しました。

#### エコドライブ運転による平均低減率

- ・ NO<sub>x</sub> 平均34%低減（ディーゼル車）
- ・ PM 平均45%低減（ディーゼル車）
- ・ CO<sub>2</sub> 平均21%低減（ディーゼル車）
- ・ CO<sub>2</sub> 平均12%低減（ガソリン車）

※平成20～21年度に機構が実施した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査研究」より

#### ■ ノンエコ排出量を100%としたときの平均低減率



注1) 試験台数はガソリン車4台（軽乗用車、1.5・2.5・3.5L）、ディーゼル車6台（ライトバン、2t積×2、4t積×2、10t積）

注2) ガソリン車のNO<sub>x</sub>及びPM排出量は微少であるため結果を表記していない。  
注3) ディーゼル車6台のうちDPF（ディーゼル粒子状物質捕集装置）を装着した3台のPM排出量は微少であるため結果を表記していない。

注4) 本試験車両のトランスミッションは、ガソリン車は全てAT、ディーゼル車は全てMT

## 環境配慮のトピックス②

### ○エコドライブコンテスト

機構や環境省等では、自動車利用者（荷主、運転者等）を対象とする各種啓発活動を実施して、NOx等の排出低減を広く呼びかけており、この活動の一環として、機構では、エコドライブコンテストを開催しています。

本事業を通じて、運送業のほか自動車を使用する各種事業所においてもエコドライブを社内体制として取り入れる事業所を増やすことで、大気汚染物質の低減及び運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量の低減を促進することを目的としています。

### ■ エコドライブコンテストの参加企業

平成21年度の参加企業は9,733事業所でした。平成16年度（第1回）の参加企業は285事業所、19年度は1,766事業所、20年度は3,860事業所と、ここ数年で急増しています。



### ■ エコドライブセミナー

エコドライブコンテスト事業の紹介および説明を行うとともに、来場者に対してエコドライブやエコドライブ活動の普及・推進を図るセミナーを全国15箇所で開催しました。





## 環境配慮のトピックス③

### 環境に配慮した簡易包装を利用した広報誌の発送

年2回発行している広報誌「地球環境基金便り」の印刷・製本に当たっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、再生紙や大豆インキを使用し環境負荷の低減に努めているところですが、平成22年3月に発行した第28号からは、一件の送付先に広報誌を一部送付する場合について環境に配慮した簡易包装による発送を始めました。

これは、封筒を使用せず、宛名ラベルと封緘テープ（両方ともに再び簡単に剥がすことのできる再剥離タイプ）を直接冊子に貼り付けるだけという簡単な方法です。



封緘テープ

宛名ラベル



冊子の開く側をテープで留めるだけ

この方法の利用により、第28号の送付に際しては封筒を4,676枚削減できました。広報誌1冊の送付当たりの封筒ごみを90%以上削減することができ、第28号の送付全体では封筒代も40%以上削減できました。

また、読者へ地球環境基金の環境配慮への取組をアピールすることができ、開封率がUPしたのか読者アンケートの回答数も増えました。さらに、宛名ラベルが簡単に剥がせるので、読者の個人情報保護にも役立ちました。

## 社会的貢献の取組①

### アスベスト国際シンポジウムの開催

平成22年2月2日、日本を含めた世界各国の石綿健康被害救済制度について紹介する場を設けるため、国際シンポジウム「欧州・日本のアスベスト健康被害救済制度について」を開催しました。

日本及びイギリス、オランダ、ベルギー、フランス各国の石綿健康被害救済制度担当者が、制度の運用状況について最新の情報を紹介しました。

会場には一般参加者の他、医療従事者や法律関係者、患者支援団体の方々など幅広い分野の皆様にご参加いただき、活発な質疑応答がなされました。



シンポジウムで使用された資料（英語版及び日本語版）を機構のホームページに掲載し、参加者以外の多くの方に知っていただけるよう情報提供を行っております。

### ■ 各国における石綿関連疾病に対する健康被害者救済等制度

イギリス	中皮腫補償制度（2008年10月～導入） 対象者：労災補償ではカバーされない環境ばく露による被害者、一人親方など 対象疾病：中皮腫
オランダ	非職業ばく露による中皮腫被害者補償制度（2007年12月～導入） 対象者：職業以外の理由で石綿にばく露したことによって中皮腫に罹患した患者 対象疾病：中皮腫
ベルギー	石綿被害者補償基金に基づく補償制度（2007年4月～導入） 対象者：職業、非職業を問わず、対象疾病に罹患した患者 対象疾病：中皮腫、石綿肺（びまん性胸膜肥厚を含む）
フランス	石綿被害者補償基金に基づく補償制度（2002年～導入） 対象者：労働者、自営業者、非職業ばく露による被害者全て 対象疾病：中皮腫、肺がん、石綿肺、胸膜プラーク、湿性胸膜炎、胸膜肥厚、その他石綿との関連性が認められた疾病

## 社会的貢献の取組②

機構は、「環境分野の政策実施機関として、真に環境施策の一翼を担う組織となる」ことを経営理念に掲げています。

職員一人ひとりが、環境分野において機構が果たすべき社会的役割を十分認識し、皆様から信頼される組織を目指して、高い倫理観、責任感をもって日常業務に取り組んでいます。

### ■ 情報提供

機構が保有する知見等を活用して、情報提供を行っています。平成21年度は、以下の研修等のプログラムの一環として、公害健康被害補償予防制度や石綿健康被害救済制度等について情報提供を行いました。

- ①日韓環境協力協定に基づき、韓国環境管理公団とアスベスト被害の現状等についての情報交換
- ②東京医科歯科大学「公衆衛生学」学外学習
- ③国際協力機構「環境汚染健康損害賠償制度構築推進プロジェクト」研修及び「中国・西安市における大気環境改善事業」研修
- ④国連地域開発センター・国際協力機構共催「環境的持続可能な交通研修」
- ⑤外務省仏語圏外交（広報）によるベルギー記者訪問



### Pollution-related Health Damage

✕ A lot of people came to suffer the listed conditions from 1955 to 1965.

- Minamata disease
- Itai-itai disease
- Chronic arsenic poisoning
- Bronchial asthma and other diseases



Yokkaichi air pollution in 1960s

### ■ 社会奉仕活動

地域奉仕活動の一環として、機構事務所のある川崎市での美化活動に参加しています。

平成21年度は、川崎市制記念多摩川花火大会の翌朝に清掃ボランティアとして参加しました。



## その他の取組①

### ■ 情報漏えい防止

機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアーウォールの更新、情報セキュリティーポリシーの見直しを行うなど、適正な管理に努めています。

### ■ 個人情報の保護

平成17年4月から施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報の保護管理規程」を制定し、個人情報の保護に努めています。平成18年から機構業務となった石綿健康被害救済業務は日常的に個人情報を取り扱うことから、認定申請書類等は、施錠付保管庫等で厳重に管理を行っています。



## その他の取組②

### メンタルヘルスケアの推進

機構は、快適な職場環境づくりのために各種取組を推進しています。

職員の健康維持・促進を図るため、衛生委員会を設置し、健康管理の取組み及びメンタルヘルスケアを推進し、職場内における防止に向けた取組を行っています。

衛生委員会では、毎回、産業医を招いていますが、平成21年度は、新型インフルエンザ対策を検討しました。さらに、委員会では話題のテーマをピックアップして、産業医による講演も行なっています。

また、産業医による個人面談を実施し、職員の健康相談やメンタルケアに努めています。

定期健康診断の結果による個別指導、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病（メタボリックシンドローム）対策のための特定保健指導も所属する健康保険組合を通じて行っています。

## コンプライアンス

機構では、平成21年度にコンプライアンス推進委員会を設置しました。コンプライアンス推進委員会では、機構のコンプライアンスの推進、内部統制の評価、リスク管理について、審議、検討を行っています。

またコンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス・チェックシートを用いて全役職員が自己検証を行い、コンプライアンスの意識向上に取り組んでいます。



### チェックシートによる検証

行動指針	チェック項目	評価		
		◎	○	×
業務に対する姿勢	法令、規程、マニュアルを遵守し、誠実かつ公平に職務を行っている。			
	前例や慣例にとらわれることなく、求められるニーズや将来への対応から考えている。 常に改善を念頭に置き、新しいことに取組み、必要性の無くなったことをやめるようになっている。			
説明責任	担当している業務の内容を、国民に対して具体的に説明することができる。			
	文書管理を日常適切に行っている。 ステークホルダーに対し、後から誤解を招いた、欺かれたなどの苦情が出ないように、丁寧に公正・誠実な説明を心がけるようになっている。			
個人情報の保護	個人情報の漏洩には、社会的な信用失墜、損害賠償義務の発生、職員の処分など大きなリスクがあることを認識している。			
	不要となった個人情報は第三者への漏洩に注意し、速やかに確実かつ安全な方法により廃棄・消去している。			
環境意識の徹底	業務の遂行に当たって、地球温暖化防止などに有効となるよう常に配慮するとともに、日常生活においても環境配慮に努めている。			
	資料の電子化を進め、資料の共有化・プリントアウトの削減など用紙使用量の削減に努めている。			

## その他の取組③

### 防災の取組

機構は、災害から役職員を守るため各種取組みを推進しています

消防訓練の実施、非常用装備品などを備蓄し、警戒宣言発令時や大規模地震発生時に備えています。

災害から役職員を守るため、年1回、機構が入居しているビル全体で実施される消防訓練に参加し、役職員で組織された自衛消防隊を中心に、災害時を想定した避難誘導等を行っています。自衛消防隊は、機構での火災発生時だけでなく、ビルの他の場所で火災が発生した場合にも、ビル全体の消防組織と協力して、消火・避難誘導・救護などの防災活動にあたります。

さらに、役職員に「非常持出品セット」と「防災用ヘルメット」を支給するなど、災害時に備えています。



## 監事による評価結果

「環境報告書2010」の作成にあたり、  
記載内容の信頼性を高めるために、作成  
部署から独立した立場にある

監事 野口 貴雄

監事 沼野 伸生

による評価を実施いたしました。監事よ  
り示された意見は、右記のとおりです。

### 独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書2010」への監事意見

平成22年9月28日

#### 1. 評価の目的

「環境報告書2010」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点から評価を行いました。

#### 2. 実施した手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を参考にして実施しました。

#### 3. 評価対象項目

- 1) 事業活動に係る環境配慮の方針等
- 2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 3) 事業活動に係る環境配慮の計画
- 4) 事業活動に係る取組の体制等
- 5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- 6) その他（コミュニケーション、規制の遵守状況）

#### 4. 評価結果

評価対象項目について評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。

以上



## 第三者意見

「環境報告書2010」を、早稲田大学大学院教授 吉田 徳久 氏に読んでいただき、ご意見やご感想をお聞きしました。

### ■ 「環境報告書2010」を読んでものご感想をお聞かせください。

非常にコンパクトにまとまっていて、読みやすい環境報告書であると感じました。環境配慮に関する基本方針、実施計画もわかりやすいものであり、組織内の環境管理体制についても読者の信頼を十分に得られるものであると思います。

個別の環境配慮事項に関する説明では、どのページも文章のほかに適切な図・表や写真をまじえてわかりやすく編集されています。こうした編集上の数々の工夫は、過去の環境報告書に対する第三者の意見を踏まえて改善されてきた結果であると思います。

### ■ 環境配慮の取組についての印象をお聞かせください。

資源分別と節約、電力の省力化、グリーン調達の内いずれについても、明快な方針のもとに行き届いた管理が行われていると感じました。また、LEDの導入は先進的な取り組みの一つといえますので、省エネ実績、導入で得られた体験や課題などを次年度以降の環境報告書で報じて欲しいものです。

また、エコドライブの普及や、アスベスト国際シンポジウムの開催、情報提供等の活動は、環境再生保全機構の本来業務でもありますが、同時に社会貢献事業です。近時、CSRが成熟する中で、組織が有する高い専門性を生かした社会活動の重要性が指摘され始めています。機構におかれても、業務で培ってきた環境保全の専門性を生かして積極的に社会貢献活動を展開してください。

### ■ その他、環境報告書について、改善点・要望がありましたらお聞かせください。

環境再生保全機構の環境報告書の公表は2006年以来5回目ですが、2009年度版から編集方針が大幅に変更されました。それは、本来業務である公害健康被害補償予防事業や地球環境基金の運用を通じて実現される環境保全の推進に関する説明や、年々のトピックスに関する記事が割愛され、事業実施段階における環境配慮に絞って記述されている点です。そのため報告書はずいぶん簡素化されました。これは環境報告書が目指すべき本来の姿であろうと思います。

しかし、環境報告書としての機能性を追求するあまり、読者にとって親しみにくく印象の薄いものになってしまうとすれば残念です。環境報告書は読み手に機構の環境保全業務への理解を深めてもらう大切な機会でもありますから、読みごたえと機能性がほどよくバランスしたものになるよう工夫を重ねてください。

### ■ これからの機構に期待することをお聞かせください。

環境再生保全機構は多くの重要な業務を抱えています。その中でも、公害健康被害補償・予防業務と石綿健康被害の救済業務は常に重いものでした。激甚な公害を抱える中国はいまようやく汚染対策に本腰を入れ始めました。それとともに健康被害も報道され始めていますが、その実態は惨憺たるものです。

今後の中国の最大の政策課題は公害健康被害の補償でしょう。日本の苦い経験が中国で生かされなかったのは誠に残念ですが、健康被害補償と予防に関する日本のノウハウは諸外国で十分に活かされなければなりません。機構にはこの分野での国際技術移転の中核的な役割を果たして欲しいと願っています。



よしだ とくひさ

吉田 徳久 教授

早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授

専門は環境政策・科学。リテラシーとしての環境履修を重視し、全学学部生の副専攻「戦略的環境研究」のコーディネータを務める。

環境報告書2010編集委員

委員長 正木 清郎  
副委員長 山田 秀明  
委員 大神 拓郎  
川口 佳連  
佐藤 晋  
中村 真悟

金本 和也  
佐々木 裕介  
多賀 洋輔



本部 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージアム川崎セントラルタワー 8階  
TEL. 044-520-9501 FAX. 044-520-2131  
大阪支部 〒530-0002 大阪府大阪市北区曾根崎新地一丁目1番49号  
TEL. 06-6342-0780 FAX. 06-6342-0260  
URL. <http://www.erca.go.jp/>

